

**令和 8 年度**

**秩父市生産性向上サポート補助金**

**<申請の手引き>**

**令和 8 年 4 月**

**秩父市 産業観光部 先端技術推進課**

## <目次>

1 事業の目的 … 3

★手引きにおける用語の意味・留意事項… 3

<1>生産性向上サポート事業

1 補助の対象 … 3～6

2 申請の手続き … 6～7

3 事業の変更・廃止 … 7

4 事業の完了 … 7～8

<2>Q&A … 8～9

## 事業の目的

本事業は次の目的のために実施します。

・物価高騰による原材料費の値上がりや賃上げに伴う人件費の増加、人材不足といった経済環境の影響を大きく受ける市内中小企業者等に対して、省力化に向けた取り組みや効率化に繋がる設備導入、新サービスの開発に伴う経費の一部を補助することで、**業務の生産性向上を図り**、事業者の賃上げに繋がる環境整備を促進する。

## ★本手引きにおける用語の意義

### 中小企業者

下表に掲げる法人及び個人(中小企業基本法第2条第1項及び第5項)

業種	資本金の額又は出資の増額	常時使用する従業員数
製造業等 (運送業・建設業等を含む)	3億円以内	300人以内
卸売業	1億円以内	100人以内
サービス業	5千万円以内	100人以内
小売業	5千万円以内	50人以内

## ★留意事項

- ・申請は受付の先着順に、交付決定します。
- ・申請内容に不備がある場合は、不備が修正された時点での受け付けとします。

## 補助対象

### (1) 補助対象者

秩父市内に本社又は事業所を有する中小企業者等で、市税の滞納がないもの。  
補助金の交付対象となる経費について、他の公的制度に基づく補助金を受けていないもの。

### (2) 補助対象事業

- ◆ 中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第14条第3項の規定により県から承認を受けた経営革新計画(**実施期間中のものに限る**)に従って、実施される経営革新のための事業(以下、「経営革新計画事業」という。)
- ◆ 中小企業等経営強化法第52条第4項の規定により市から認定を受けた先端設備等導入計画(**実施期間中のものに限る**)に従って、実施される生産性向上のための設備投資事業(以下、「先端設備等導入計画事業」という。)

- ◆ 中小企業等経営強化法第17条の規定により主務大臣から認定を受けた経営力向上計画(実施期間中のものに限る)に従って、実施される経営力向上のため設備導入事業(以下、「経営力向上計画事業」という。)
- ◆ その他上記計画に準じるものとして市長が認める計画に従って、実施される設備導入事業

### (3)補助対象経費

補助事業に要する経費のうち、次のものが対象となります。

※交付決定日以降に導入するものが対象で、**設備導入が必須**です。

補助対象事業名	経費区分	内容
経営革新計画事業	機械装置等費	機械装置、ソフトウェア、工具、器具備品の導入費
	技術導入費	機械装置やソフトウェアのシステム構築にあたり必要となる技術費
	広告宣伝・販売促進費	パンフレット・ポスターチラシ等を作成するため、および広報媒体等を活用するために支払われる経費
	開発費	新商品の試作品や包装パッケージの試作開発に伴う原材料費、設計、デザイン、製造、改良、加工費
	委託費	事業の委託に要する経費
	その他	経営革新計画事業において市長が必要と認める経費
先端設備導入計画事業/ 経営力向上計画事業	設備等導入費	機械及び装置、測定工具、検査工具、器具備品、建物附帯設備等の導入に係る経費

①機械装置等費…事業の遂行に必要な機械装置等の購入に要する経費

例)機械装置、ソフトウェア、工具、器具備品等

対象外)単なる取替え更新の機械装置等、汎用性があり目的外使用になり得るもの(パソコン等)、自動車等車両、中古品、古い機械装置等の撤去・廃棄費用

・補助事業を実施するにあたって必要な機械装置等の購入に要する経費が補助対象

※契約期間が補助対象期間を超えるソフトウェア使用権を購入する場合は、按分等の方式により算出された補助事業期間分のみとなります。

※通常の生産活動のための設備投資の費用、単なる取替え更新の機械装置等の購入は補助対象外

②技術導入費…機械装置やソフトウェアのシステム構築にあたり必要となる技術導入経費

例)・専用ソフトウェア又は情報システムの導入、構築、又は、改良に要する経費(据付け又は運搬にかかる経費を含む。)

・特許権、商標権、著作権等の知的財産権等の導入に要する経費

③広告宣伝・販売促進費…パンフレット・ポスター・チラシ等を作成するため、および広報媒体等を活用するために支払われる経費

例)ウェブサイト作成や更新、チラシ・DM・カタログの外注や発送、新聞・雑誌・インターネット広告、看板作成・設置、試供品(販売用商品と明確に異なるものである場合のみ)、販促品(商品・サービスの宣伝広告が掲載されている場合のみ)

対象外)試供品(販売用商品と同じものを試供品として用いる場合)、販促品(商品・サービスの宣伝広告の掲載がない場合)、名刺、商品・サービスの宣伝広告を目的としない看板・会社案内パンフレットの作成・求人広告(単なる会社の営業活動に活用されるため)、文房具等の事務用品等の消耗品代、金券・商品券、フランチャイズ本部が作製する広告物の購入

・補助事業に基づく商品・サービスの広報を目的としたものが補助対象

※単なる会社のPRや営業活動に活用される広報費は補助対象外(商品・サービスの名称も宣伝文句も付記されていないものは補助対象外)

④開発費…新商品の試作品や包装パッケージの試作開発にともなう原材料、設計、デザイン、製造、改良、加工するために支払われる経費

例)新製品・商品の試作開発用の原材料の購入、新たな包装パッケージに係るデザインの外注、業務システム開発の外注(試作品用に限る)

対象外)販売を目的とした製品、商品等の生産・調達に係る経費

⑤委託費…上記①から④に該当しない経費であって、事業遂行に必要な業務の一部を第三者に外注(請負)するために支払われる経費

例)店舗改装・バリアフリー化工事、利用客向けトイレの改装工事、従業員の作業導線改善のための従業員作業スペースの改装工事等

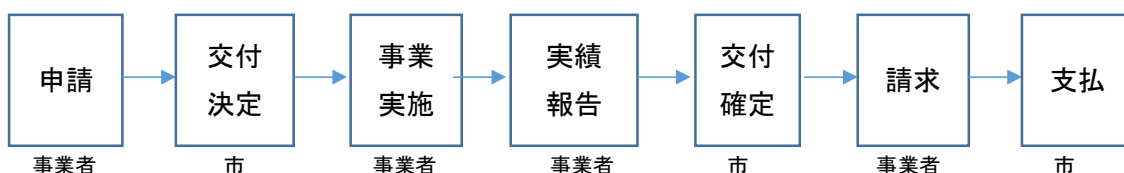
対象外)単なる店舗移転を目的とした旧店舗・新店舗の解体・建設工事、住宅兼店舗の改装工事における住宅部分、既存の事業部門の廃止にともなう設備の解体工事、不動産の取得に該当する工事(※注)

#### (4) 補助金の額等

- 経営革新計画承認事業 ⇒ 上限額 30万円
- 先端設備導入計画認定事業 ⇒ 上限額 50万円
- 経営力向上計画認定事業 ⇒ 上限額 50万円

(3)に掲げた経費のうち 2分の1

#### (5) 補助金交付(支払い)までの流れ



※実績報告を令和9年2月26日(金)までに提出いただく必要がありますので、ご承知おきください。

#### 申請の手続き

##### (1) 申請受付期間

令和8年4月13日(月)から令和8年12月25(金)まで

※ただし、予算額の上限に達した場合、その時点で終了となります。

##### (2) 申請書の提出

申請するときは、次に掲げる必要書類を秩父市先端技術推進課宛てに提出してください。

#### <申請時必要書類のチェックリスト>

チェック	必要書類
	交付申請書【様式1号様式】
	事業計画書【添付 別紙1】
	収支予算書【添付 別紙2】
	承認・認定された計画の承認書・認定書の写し
	承認・認定された経営革新計画先端設備等導入計画、経営力向上計画の写し(いずれか)
	補助事業に係る見積書の写し
	その他市長が必要であると認める書類

## (2) 補助金交付の決定

申請受付後、速やかに審査を行い、交付決定し、申請者に交付決定通知書を送付します。

## (3) 事業の実施

交付決定通知を受けたのち、補助事業に着手してください。

交付決定前に設備導入等している事業は、補助対象外となりますので、ご注意ください。

### 事業の変更・廃止

交付決定を受けた事業のうち、次の(1)に該当する内容を変更しようとするとき、もしくは事業を中止・廃止するときは、速やかに必要書類を当課宛てに提出してください。

#### (1) 申請が必要な変更事項

- ・補助事業の目的及び内容
- ・補助事業の事業計画及び収支支出の予算
- ・交付を受けようとする補助金の算出の基礎

<事業変更・中止・廃止時の必要書類のチェックリスト>

チェック	必要書類
	事業変更・中止・廃止承認申請書(第4号様式)
	変更内容がわかる書類

#### (2) 事業の変更・中止・廃止の承認

変更・中止・廃止の申請の受付後、速やかに審査を行います。

承認した場合は申請者へ事業変更・中止・廃止承認通知書(様式5号様式)を送付します。

### 事業の完了

#### (1) 補助事業の実績報告

事業が完了したときは、次に掲げる必要書類を当課宛てに提出してください。

ここでいう完了とは、補助事業に係る支払いが完了した時点をいいます。

<実績報告時の必要書類チェックリスト>

チェック	必要書類
	実績報告書【様式7号様式】
	事業報告書【添付 別紙3】
	収支決算書【添付 別紙2】

	補助事業により導入した設備の設置状態が確認できる写真
	補助対象経費の支払いを証する書類の写し(領収書など)
	その他市長が必要であると認める書類

(2) 提出期限

令和9年2月26日(金) 厳守

(3) 補助金交付額の確定

実績報告書を審査し、内容を承認したときは、確定通知書(第8号様式)を送付します。

(4) 請求

確定通知書の交付を受けたのち、速やかに請求書(第9号様式)を当課宛てに提出してください。

(5) 支払い

請求書に記載いただいた口座に補助金を支払います。

**<2> Q&A**

Q1	本社が秩父市外ですが、秩父市内に工場がある場合、市内の工場において、生産性向上を図る事業を実施する場合、補助対象となるか？
A1	補助対象事業の実施場所が秩父市内であれば、補助対象となります。 本社が秩父市であっても、市外の工場で実施する場合は対象外です。
Q2	事業計画にあるもので、すでに設備導入を行ったものは、対象にはなるか？
A2	交付決定以前に導入した設備等については補助対象となりません。
Q3	令和3年に承認された経営革新計画(事業期間3年)に基づき、設備導入をする場合、補助対象になるのか？
A3	計画の事業期間が終了しているものについては、今回の補助対象となりません。
Q4	令和8年4月以降に承認・認定された経営革新計画事業、先端設備導入計画事業、経営力工場計画事業も対象となるか？
A4	本補助金の申請前に承認・認定されていれば、補助対象となります。
Q5	経営革新計画事業で、販路開拓の広報事業のみ実施した場合、対象となるか？
A5	今回は、生産性向上に伴う設備導入が必須となっているので、広告宣伝費だけでは対象となりません。設備導入をしたうえで、広報事業をした場合は、補助対象経費に含めることができます。

Q6	他の補助金を受けている場合でも、当該補助金の交付を受けることは可能か？
A6	補助対象経費について、国や県など他の補助金の交付を受けている場合は、併用はできません。
Q7	機械装置等費に関して、補助対象外となるものはあるか？
A7	単なる取替え更新の機械装置等、汎用性があり目的外使用になり得るもの(パソコン等)、自動車等車両、中古品、古い機械装置等の撤去・廃棄費用は対象外となります。ただし、パソコン・タブレット端末については、当該機械装置の導入がシステム導入とあわせて必須となる場合は、事業計画書に購入が必須となる理由と台数の根拠を示したうえで、補助対象となりえます。